

警察における
児童ポルノ流通防止のための取組み

第14回 サイバー犯罪に関する白浜シンポジウム 2010/06/04



警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

齋藤 正憲

サイバー空間の安全・安心なくし
て国民の安全・安心なし

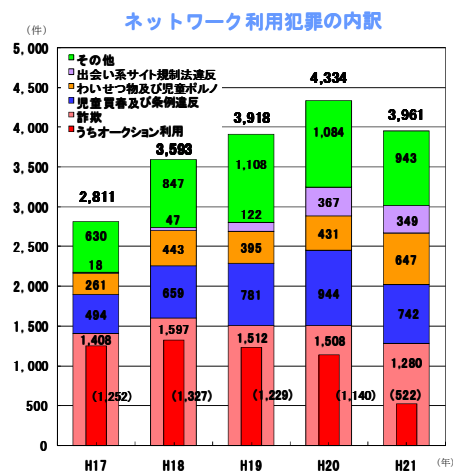
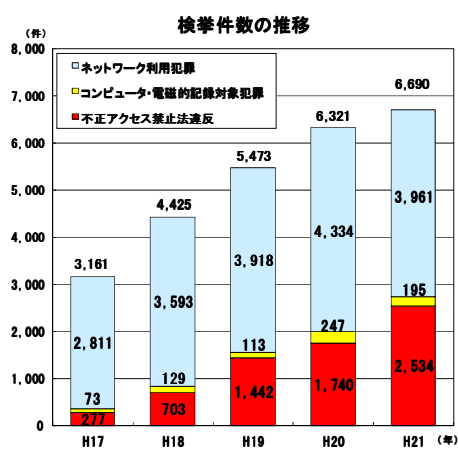
警察における児童ポルノ流通防止 のための取組み

- サイバー犯罪の現状等
 - － サイバー犯罪の検挙状況等
 - － 出会い系サイトに関係した犯罪の検挙状況等
 - － インターネットホットラインセンターの概況

- 児童ポルノ流通防止に向けた取組み

サイバー犯罪の検挙状況

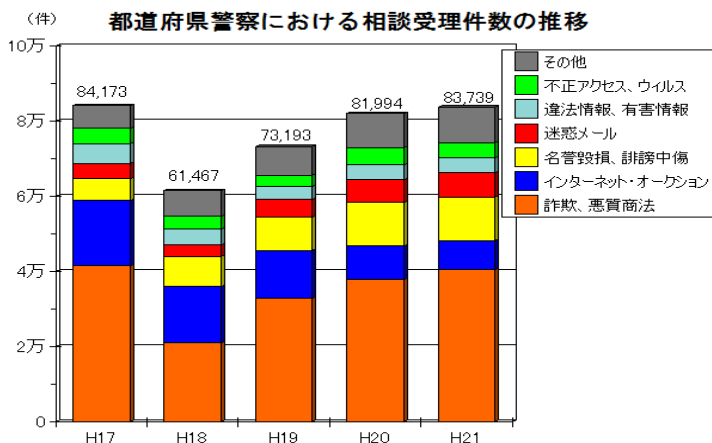
平成21年中のサイバー犯罪(情報技術を利用する犯罪)の検挙件数は6,690件で前年より369件(5.8%)増加。平成17年から過去5年間で約2倍に増加し、統計を取り始めてから過去最多。



サイバー犯罪等に関する相談状況

平成21年中に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は83,739件で、前年より1,745件(2.1%)増加。

- ・「インターネット・オークション」(7,859件、前年比-1,131件)
 - ・「詐欺・悪質商法」(40,315件、前年比+2,521件)
 - ・「迷惑メール」(6,538件、前年比+500件)
- 「詐欺・悪質商法」のうち、25,856件、64.1%が架空請求メールに関するもの。



出会い系サイトに関係した事件の検挙状況等

罪 名		H17	H18	H19	H20	H21	増減	%
児童福祉法違反	児童福祉法違反	71	103	77	72	81	+9	+12.5%
青少年保護育成条例違反	青少年保護育成条例違反	460	534	440	302	149	-153	-50.7%
児童買春・児童ポルノ違反	児童買春	654	775	679	531	358	-173	-32.6%
	児童ポルノ	53	104	81	70	40	-30	-42.9%
	小計	707	879	760	601	398	-203	-33.8%
出会い系サイト規制法違反	法第6条	18	47	122	367	348	-19	-5.2%
	法第7条	-	-	-	-	4	-	-
	法第9条	-	-	-	-	1	-	-
重要犯罪	殺人	2	3	0	2	3	+1	+50.0%
	強盗	37	22	21	20	14	-6	-30.0%
	放火	0	0	0	0	0	±0	-
	強姦	42	47	43	24	16	-8	-33.3%
	略取誘拐	1	3	1	1	0	-1	-100.0%
	強制わいせつ	16	16	15	7	4	-3	-42.9%
	小計	98	91	80	54	37	-17	-31.5%
粗暴犯	暴行	2	3	3	1	1	±0	-
	傷害	7	11	10	3	0	-3	-100.0%
	脅迫	4	5	3	4	1	-3	-75.0%
	恐喝	59	30	37	29	25	-4	-13.8%
	小計	72	49	53	37	27	-10	-27.0%
その他	窃盗	44	26	30	32	19	-13	-40.6%
	詐欺	39	90	98	42	29	-13	-31.0%
	その他	72	96	93	85	110	+25	+29.4%
	小計	155	212	221	159	158	-1	-0.6%
合 計	1,581	1,915	1,753	1,592	1,203	-389	-24.4%	

出会い系サイトに関係した事件で 被害者が小学生・中学生・高校生の数

	H17	H18	H19	H20	H21
被害者数	1,267	1,387	1,297	852	548
うち女性	1,163 (91.8%)	1,307 (94.2%)	1,223 (94.3%)	790 (92.7%)	502 (91.6%)
児童	1,061 (83.7%)	1,153 (83.1%)	1,100 (84.8%)	724 (85.0%)	453 (82.7%)
うち女性	1,052	1,149	1,097	720	447
18歳以上	206 (16.3%)	234 (16.9%)	197 (15.2%)	128 (15.0%)	95 (17.3%)
うち女性	111	158	126	70	55

年齢・性別

	小学生	中学生	高校生	計
計	2 (±0)	120 (-91)	198 (-130)	320 (-221)
女性	2 (±0)	120 (-91)	193 (-133)	315 (-224)
男性	0 (±0)	0 (±0)	5 (+3)	5 (+3)

「インターネット・ホットラインセンター」の概況



「インターネット・ホットラインセンター」で取り扱う 違法情報、有害情報について

違法情報

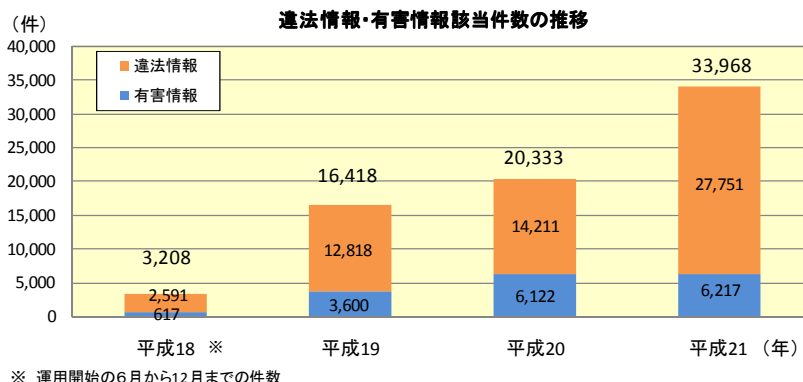
- ① わいせつ物公然陳列（刑法第175条）
- ② 児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法第7条）
- ③ 売春防止法違反の広告（同法第6条2項）
- ④ 出会い系サイト規制法違反（同法第6条違反の禁止誘引行為）
- ⑤ 規制薬物（麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条）
- ⑥ 広告規制（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号）
- ⑦ 口座売買等の勧誘・誘引（犯罪による収益の移転防止に関する法律第26条第4項）
- ⑧ 携帯電話等の匿名貸与業・無断譲渡業等の勧誘・誘引（携帯電話不正利用防止法第23条）

有害情報

- ① 情報自体から違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
- ② 列挙した違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
- ③ 人を自殺に誘引・勧誘する情報（集団自殺の呼びかけ等）

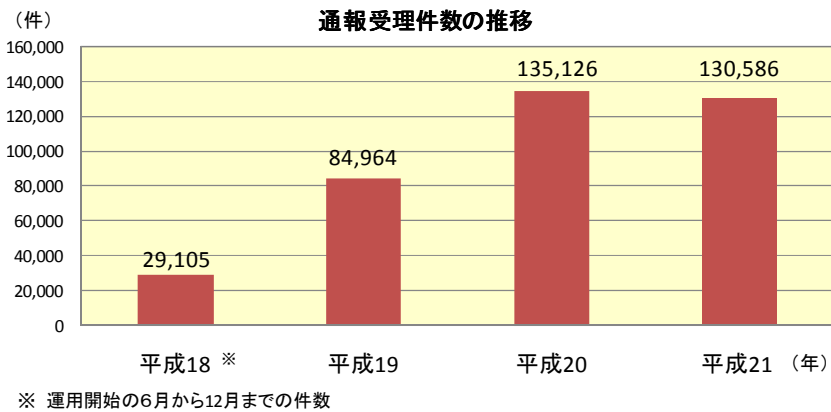
違法情報・有害情報該当件数の推移

センターに通報された情報を分析した結果、違法情報・有害情報に該当すると判断した件数は年々増加し、平成21年中の合計は33,968件であった。
（前年比+13,635件、+67.1%）

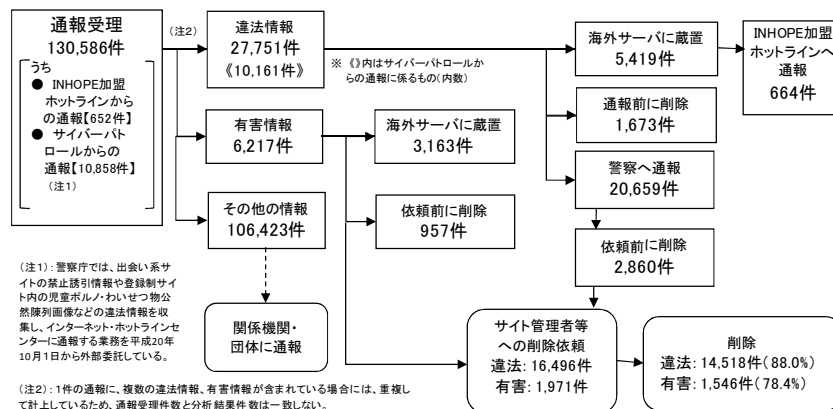


通報受理状況

平成21年中にセンターが受理した通報件数は、130,586件（月平均10,882件）であった（前年比－4,540件、－3.4％）。



通報処理及び警察の対応状況

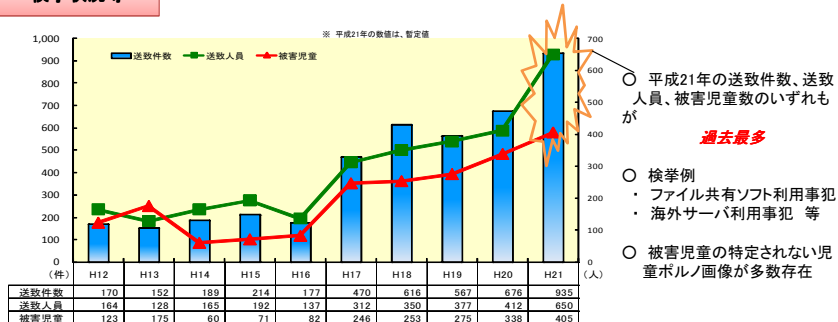


児童ポルノ流通防止に向けた取組み

- 児童ポルノの現状
- 警察庁総合セキュリティ対策会議
- 児童ポルノ根絶に向けた重点プログラム
- 児童ポルノ流通防止協議会
- 児童ポルノ排除対策ワーキングチーム

児童ポルノの現状

検挙状況等



国内の動向

インターネット上の安全確保に関する世論調査(H20.1内閣府)

- インターネット上で警察に取締りを要望する犯罪
 → 「児童買春・児童ポルノなど児童が性的被害に遭う犯罪」が最多(64.5%)

児童ポルノ排除対策ワーキンググループ(H21.12犯罪対策閣僚会議)

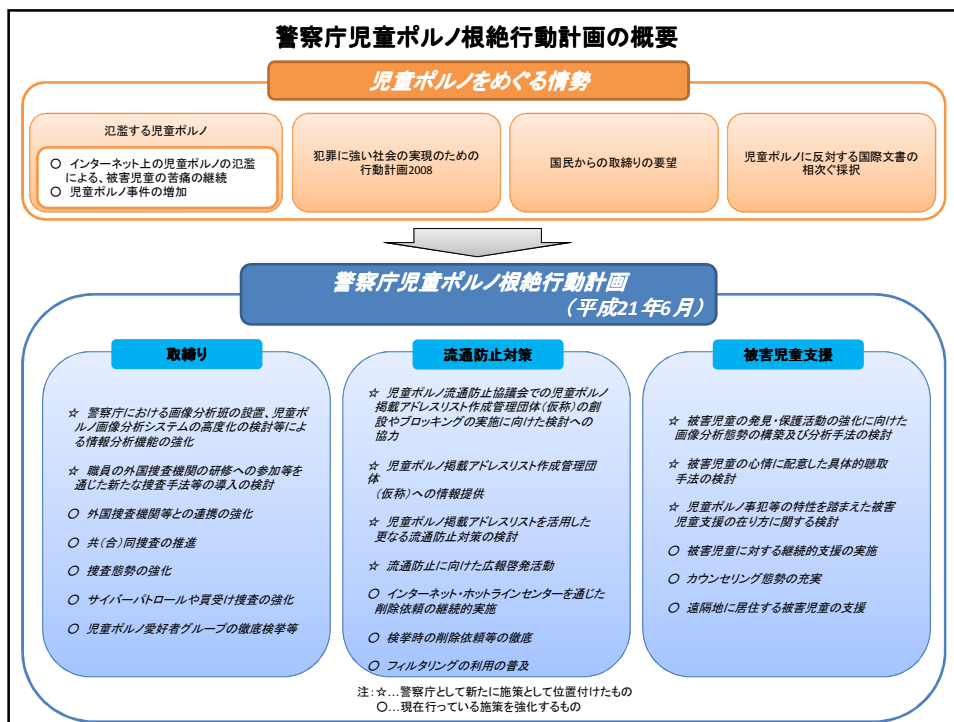
- 関係省庁の緊密な連携の下、児童ポルノ排除に向けた国民意識を醸成し、必要な施策を検討・推進

警察庁総合セキュリティ対策会議

- 平成20年度議題
 - 「インターネット上での児童ポルノの流通防止に関する問題とその対策について」
- 以下の項目について議論
 - インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題点及び現状
 - 諸外国における取組み
 - 関係者による対策について
 - 警察 ～ 製造者・頒布者の検挙
 - サイト管理者等 ～ 児童ポルノの削除等
 - 検索エンジン事業者 ～ 元データの削除、検索結果の非表示化
 - ISP ～ ブロッキングの実施
 - インターネット利用者 ～ フィルタリングの使用

警察庁総合セキュリティ対策会議

- 提言
 - 児童ポルノに対する基本的な認識の幅広い共有
 - インターネット利用者を含めた関係者が「児童ポルノは許されないもの」との認識を幅広く共有し、関係者すべてが主体的に取組を推進
 - インターネット上で流通している児童ポルノへの対策
 - すべての関係者による重層的な対策の実施
 - 児童ポルノ流通防止のための取組の推進体制の確立
 - 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の設置
 - 児童ポルノ流通防止協議会の設置



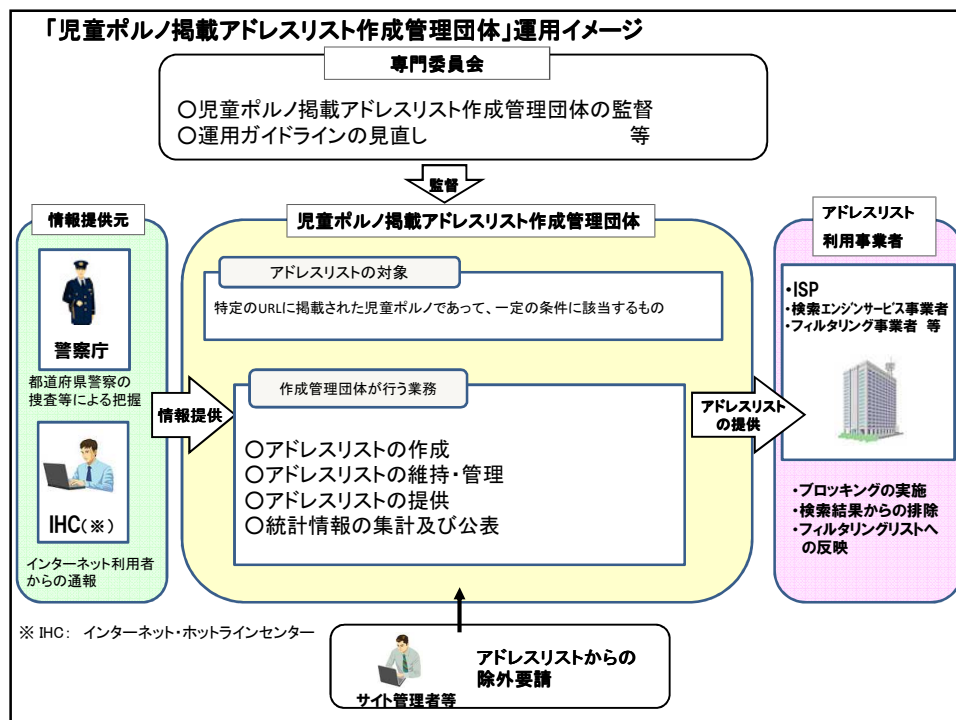
児童ポルノ流通防止協議会

- **概要**
 - － 児童ポルノの流通を防止するための対策について検討を行うために6月2日発足。
 - － 児童ポルノの流通防止対策に係る事業者、民間団体、学識経験者等により構成
 - － 警察庁ほか関係省庁もオブザーバとして参加
- **検討事項**
 - ・ 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の在り方及びその運営やリスト作成管理に係るガイドラインについて
 - ・ 児童ポルノの流通防止対策のひとつであるISPIによるブロッキングについて、各種手法について、我が国での導入に関する技術的・法的な課題の整理

児童ポルノ流通防止協議会

• 成果物

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運営ガイドライン
- ブロッキングに関する報告書
 - 技術面・コスト面で採用可能なブロッキング手法の検討
 - ブロッキングと電気通信事業法上の通信の秘密との関係について検討し、刑法上の違法性阻却事由の該当性について、論点を整理



児童ポルノ排除対策ワーキングチーム

- 児童ポルノが被害児童に深刻な影響を与え、青少年の健全な育成を阻害することから、関係省庁が連携し、児童ポルノを排除するための総合的な対策を検討・推進するために犯罪対策閣僚会議の下に設置されたもの。
 - 議長：内閣府副大臣、構成員：関係省庁局長等
- 検討事項
 - － 「児童ポルノは絶対に許されない」という広報啓発活動の推進
 - － 被害防止対策の推進
 - － インターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策の推進
 - － 被害児童の早期発見・支援対策の推進
 - － 児童ポルノ事犯の取締り強化
 - － 諸外国の児童ポルノ対策の調査

サイバー空間の安全・安心なくして
国民の安全・安心なし

ご静聴ありがとうございました。